

保護者 様

令和4年4月

春日井市立勝川小学校長

山田 勝史

地震・台風等緊急時の対応について

春暖の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は、本校の教育活動に、ご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、気象庁から出される「南海トラフ地震臨時情報」、対処に時間的余裕がない時に出される「全国瞬時警報システム（Jアラート）」、台風接近に伴う「暴風警報」、豪雨・洪水等についての「特別警報」発令時、ならびに「大地震発生時」などにおける、「非常時の登下校」について、次のように対応いたします。ご承知おきいただき、ご協力をお願い致します。

まず、地震への対応につきましては、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」及び「南海トラフ地震関連解説情報」が発表されることになっております。今後、国・県・市の関係機関からの通知や動向を注視しながら随時見直しを進めていきたいと考えております。

このうち、「南海トラフ地震臨時情報」については、段階に応じて「調査中」「巨大地震警戒」等のキーワードが付記されます。臨時情報への対応については、「H&S」「HP」でお伝えします。

次に、「全国瞬時警報システム（Jアラート）」が配信された場合については、春日井市教育委員会からの通知に基づき、以下のように対応します。

○対象地域に愛知県が含まれていない場合・・・平常どおり登校・授業・下校する。

●対象地域に愛知県が含まれている場合

▶登校前までに配信された場合 → 児童は、登校せず、自宅の安全な所で待機する。

▶登校・下校中に配信された場合 → 児童は、最も近い建物の中に避難する。

▶在校中に配信された場合 → 運動場での授業・活動を中止し、校舎内に避難させる。

※警戒・避難が解除された場合、登校または臨時休業等については、「H&S」「HP」でお知らせします。

その他、豪雨・洪水等についての「特別警報」発令時、台風接近に伴う「暴風警報」発令時、大地震発生時について、次のように対応させていただきます。ご理解・ご協力をお願いいたします。

1 児童が在宅中（登校前）に警報が発令された場合

(1) 「特別警報」が発令された場合

ア 午前7時の段階で「特別警報」が発令されている場合は、**休校**となります。

イ その日のうちに、「特別警報」が解除されても、登校させないでください。

ウ 解除後の授業の再開日時については、「H&S」「HP」でお知らせします。

H&Sへの登録がお済みになっていないご家庭は、登録をお願いします。

エ 授業開始の連絡をさせていただいた際、通学路の冠水や河川の増水等により、登校が危険だと保護者の方が判断された場合は、登校させないでください。その場合は、必ず学校へご連絡ください。（☎31-2106）

(2) 「暴風警報」が発令された場合

ア 午前7時までに警報が解除された場合は、平常通りの授業を行います。

イ 午前7時より午前11時までに警報が解除された場合、午後（5時以降）の授業がある日は、5時より授業を行います。日課にかかわらず、**午後1時**に通学班の集合場所に集まって、登校します。

ウ 午前11時を過ぎても、警報が解除されないときは、**休校**とします。

エ 上記ア・イの場合、道路・橋の破壊等で登校が危険なときは、登校させないでください。

オ 給食の有無については、児童を通じてお知らせする場合があります。

<前日に「給食なし」のお知らせをした場合>

・ 午前7時前に警報が解除された場合は、**弁当持参**で登校させていただきます。

・ 午前7時より午前11時までに警報が解除された場合で、午後（5時以降）の授業がある日は、**自宅で昼食を済ませてから登校**させていただきます。

<前日に「給食なし」のお知らせをしなかった場合>

- ・ 午前7時前に警報が解除された場合は、給食があります。通常通り登校させてください。
- ・ **午前7時の時点で、警報が発令されていれば、給食は中止となります。**
- ・ 午前7時より午前11時までに警報が解除された場合で、午後（5時間目以降）の授業がある日は、自宅昼食を済ませてから登校させてください。

	午前6時	7時	8時	9時	10時	11時
授業	午前7時前に警報解除の場合		午前7時～11時までに警報解除の場合			午前11時以降も警報発令中の場合
	平常通り授業実施		午後の授業がある日は5時間目から実施			休校（授業中止）
給食	前日に「給食なし」のお知らせをした場合					
	弁当持参で登校		午前7時～11時までに警報解除の場合 →昼食をすませて登校			休校
給食	前日に「給食なし」のお知らせをしなかった場合					
	給食があります		午前7時～11時までに警報解除の場合 →昼食をすませて登校			

2 児童が在校中（登校後）に警報が発令された場合

(1) 「暴風警報」「特別警報」が発令された場合

- ア 発令後、即時に授業を中止し、児童を校内の安全な場所で待機させます。
- イ その後、「暴風警報」「特別警報」が解除されても、災害の状況及び気象、通学路の状況から、児童の帰宅が困難と認められるときは、引き続き校内に待機させ、児童の安全を確保します。
- ウ 安全の確認ができた場合は、学校から「H&S」「HP」で、ご連絡させていただく時間に引き渡しをします。学校まで迎えに来てください。その場合、大きな混乱も予想されます。学校職員の指示に従っていただき、引き渡しにご協力下さい。よろしくお願ひします。

3 児童が在校中に、大地震が発生した場合

- (1) 春日井市で「震度5弱以上」の大地震が発生した場合で、「震度4以上の余震が続く」場合児童は学校待機とします。→ご家庭から提出していただいた『調査票』に従って、引き渡しをします。学校まで迎えに来てください。その場合、大きな混乱も予想されます。学校職員の指示に従っていただき、引き渡しにご協力下さい。よろしくお願ひします。
- (2) 上記以外の場合は、原則として通常の下校とします。

4 その他

- ・ 「大雨警報発令」時は授業を行います。登校の安全確保が難しいと家庭で判断した場合は登校を見合わせてください。

地震・台風・緊急時の登下校について、Home&School・ホームページでも、お知らせします。警報等が発令されて緊急に登校を見合わせる場合、あるいは引き渡しをお願いする場合には、本校のH&Sを利用してお知らせをします。ホームページ等でもお知らせしますので、ご家庭等で、インターネットがご覧いただける場合は、お知らせを見ていただいて、ご対応をお願いします。ただし、大きな地震の場合にはメールが繋がらないことも予想されます。状況を踏まえて対応をお願いします。

ホームページアドレス <http://www.kasugai.ed.jp/kachigawa-e/>